

山梨県電気自動車等導入支援事業費補助金実施要領

山梨県電気自動車等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「山梨県電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「山梨県電気自動車等導入支援事業費補助金実施要領」（以下「本要領」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとする。

1 補助事業の概要

本事業では、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行形計画（令和5年3月改定）に基づく温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、電気自動車等（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）及び充電設備等（普通充放電設備及び急速充電設備をいう。）の導入を促進するため、個人又は民間事業者、もしくは、電気自動車等を使用する個人又は民間事業者（以下「使用者」）に電気自動車等の貸渡しを行うリース事業者（以下「リース事業者」）が実施する電気自動車等の導入に要する経費の一部を補助する。

(1) 補助対象者について

次の各号の全てに該当する者とする。

- (ア) 県内に住民登録を持つ個人又は県内に事業所を持つ民間事業者（以下「使用者」という。）若しくは、使用者に対して電気自動車等の貸渡しを行うリース事業者であること。
- (イ) 県税の滞納がないこと。
- (ウ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - (i) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (ii) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (iii) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。
 - (iv) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの。
 - (v) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者。
 - (vi) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (エ) 民間事業者又はリース事業者の場合、直近2箇年の決算にて、債務超過でない

者。

- ※ リースを活用する場合、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。

民間事業者に該当する者は、以下の通り

- ・会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律））
- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人
- ・公立大学法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ・県内で事業を実施する個人事業主
- ・その他知事が適当であると認める者

※各府省庁が所管する独立行政法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人などは対象外

(2) 補助対象設備・補助率

補助対象設備	補助率等	備考
(ア) 電気自動車等	電気自動車等の蓄電容量 (kWh) × 1 / 2 × 4 万円 (「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」と同額)	「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
(イ) 普通充放電設備	(ア) で導入される設備の付帯設備として導入される普通充電設備又はV 2 H充放電設備の導入に必要な経費：1 / 2	上限額 1 5 万円

※ 本事業で導入する設備については、国や国の交付金等を活用して市町村が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。

※ 導入される車両・設備は「新品」で購入されるものであること。「新品」とは、使用されておらず、一度も小売りされていない車両・設備のことを指す。（車両については、新しく車両登録が行われることも併せて必要。）

※ 交付決定日から原則として交付決定の属する年度の 2 月末日までの間に、電気自動車等の新車登録がなされる又は普通充放電設備や急速充電設備が設置され、支払いが完了したものを補助対象とする。（ローン等の所有権が留保された購入・支払方法の場合も対象とする。）

※ 導入される車両については、交付決定日以降に初年度登録される車両であること。（ただし、中古の輸入車の初年度登録車は本事業の対象外とする。）

- ※ 車両の所有権が留保された購入で、申請車両の所有者が販売会社又はローン会社となっている場合も補助の対象とするが、申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書の写しの提出を必要とする。
- ※ 車両の導入方法（リースの場合等）や選択した支払方法（ローンの場合等）の都合により、車両の所有者と使用者が異なる場合以外においては、原則として車両の所有者と使用者が同一である場合のみ申請することができる。
- ※ 導入される充放電設備等については、交付決定前に事業着手しているものでないこと。なお、ここでいう事業着手とは、対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日を指す。
- ※ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
- ※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象外とし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

(3) 補助対象設備の条件

補助対象設備はそれぞれ以下に定める全ての条件の適合とするものとする。

設備	内容
(ア) 電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 未使用の設備を導入すること。 (2) 「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。 (3) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。 (4) 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 (5) 「CEV 補助金」との併用を行っていないこと。
(イ) 普通充放電設備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 未使用の設備を導入すること。 (2) 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。 (3) 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 (4) 「CEV 補助金」との併用を行っていないこと。
(ウ) 共通	<ol style="list-style-type: none"> (1) 導入した設備の法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果の環境価値について、Jクレジット制度への登録を行わないこと。 (2) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (3) リース事業者と使用者とのリースモデルでの契約期間は、導入する設備等の法定耐用年数期間以上とすること。

(4) 補助対象経費

補助金の対象となる経費の具体的な内容は、以下に定めるとおりとする。

区分	費目	細分	内容
車両費 (充放電設備費を含む)	購入費		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充放電設備等の導入に必要な費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)

区分	費目	細分	内容
工事費	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

(5) 補助対象期間について

補助対象期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

補助対象期間の間に事業を完了した上で、事業完了後から1か月以内（ただし、最長で交付決定を受けた日の属する年度の2月末日まで）に事業の実績を県に報告する必要がある。

(6) 補助対象とならない経費等

補助対象とならない経費の例として、以下に定めるとおりする。

区分	内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃貸料 ・建屋
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械基礎以外の工事（土地造成，整地及び地盤改良工事） ・建屋の建設費，家屋補強工事 ・既設構築物等の撤去費 ・植栽及び外構工事費
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・代金の支払時などの振込手数料 ・各種申請書類作成費 ・動産保険料等

さらに、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、次の方法により利益等を控除する必要がある。

補助事業における利益等排除の対象及び方法について
<p>1. 利益等排除の対象となる調達先（工事請負業者、工事施工業者又は設備製造業者） 補助事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。</p> <p>(1) 補助事業者自身</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）</p> <p>利益等排除の対象範囲においては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p>
<p>2. 利益等排除の方法</p> <p>(1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。</p>

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

補助対象とならない経費についてはこのほか、必要に応じて判断する。

2 補助金交付申請手続き等

(1) 申請受付期間

令和5年9月12日（火）から随時受け付け

- ※ 申請書類に不備があると審査を行えないため、不備のないよう注意すること。
- ※ 申請受付期間前に、提出された申請書（郵送の場合は、提出先に到着した申請書）は受理しないため注意すること。
- ※ 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施される。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがある。

(2) 申請方法

① 申請書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/kankyo-ene/050905ev.html>

② 提出部数

1部

③ 提出方法

持参又は郵送

- ※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること）。
- ※ 郵便料金は申請者の負担となる。

④ 提出方法

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-6-1

- ※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式について整備し、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ※ 審査において、追加で資料を求めることがある。

(3) 提出書類

番号	提出書類		自己所有		リース※	
			個人	民間事業者	個人	民間事業者
1	交付申請書	様式第1号	○	○	○	○
2	事業計画書	添付様式第1号	○	○	○	○
2-1	導入車両・設備の仕様・性能が分かる書類	その他添付書類	○	○	○	○
2-2	CEV補助金の補助対象車両・設備一覧に掲載されている銘柄であることがわかる書類	その他添付書類	○	○	○	○
2-3	(電気自動車等の場合) 使用の本拠の位置がわかる書類等	その他添付書類	○	○	○	○
2-4	(充電設備等の場合) 設置場所がわかる書類等	その他添付書類	○	○	○	○
2-5	(リース事業者の場合) 貸与料金の算定根拠明細書	その他添付書類			○	○
2-6	(電気自動車等の場合) 電気自動車等の想定年間電力消費量の算定根拠資料	その他添付書類	○	○	○	○
2-7	(充電設備等の場合) 充電設備等に給電する電力の算定根拠資料	その他添付書類	○	○	○	○
3	補助金に係る計算書	添付様式第2号	○	○	○	○
3-1	見積書の写し	その他添付書類	○	○	○	○
3-2	(導入設備等が複数の種類にわたる場合) 導入する設備等に係る分類及びその詳細が分かる書類	その他添付書類	○	○	○	○
4	誓約書	添付様式第3号	○	○	○	○
4-1	(リース事業者の場合) 誓約書(借受人分)	添付様式第3号			○	○
5	(事業者の場合のみ) 役員名簿	添付様式第4号		○		○
6	補助対象事業の実施に係る同意書 ※(同意者)の氏名欄に、「自署」又は「記名捺印」により記入すること。	添付様式第5号			○	○

番号	提出書類		自己所有		リース※	
			個人	民間事業者	個人	民間事業者
6-1	(リース事業者の場合) 貸与先の住民票又は登記事項証明書	その他添付書類			○	○
7	(個人の場合) 住民票(申請日時点で3か月以内に発行のもの(原本又は写し))	その他添付書類	○		○	
8	(事業者の場合) 登記事項証明書(申請日時点で3か月以内に発行のもの(現在事項全部証明書)(原本又は写し))	その他添付書類		○		○
9	(事業者の場合※) 事業を営んでいることを証明する書類(写し)直近1箇年分 ※利用者が個人事業主の場合に限る	その他添付書類		○		○
10	その他県が必要と認める書類 ※状況に応じて適宜提出を依頼	その他添付書類	○	○	○	○

※ リースによる申請の場合、リース事業者において申請を行うこと。

3 審査、交付決定等について

(1) 審査、交付決定について

申請書については、提出先へ提出された日（以下、申請日）の早い順に、受け付けた補助金交付申請書及び添付資料の確認を行い、提出書類に不備がないことなどの審査を通過したのから、交付決定を申請者に通知する。

審査は提出書類をもとに行うが、書類不備により事実確認ができないとき、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不相当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額を減額して交付するか、又は交付決定を行わない（不採択とする）場合がある。申請前に設置場所の現地調査等を十分に行い、提出書類に不備がないか確認してから提出すること。

※ 先着の順番は日ごとに管理する。申請時刻は関係ない。

※ 郵送の場合は、提出先に到着した日を申請日と見なす。

(2) 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された事業内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に変更の理由、変更の内容等、必要事項を記入の上、環境・エネルギー政策課へメールにて事前に提出すること。内容を確認の上、今後の手続きについて連絡を行う。

変更承認申請がない場合で、実績報告時に変更が判明した場合は、補助金を支払えない場合があるため、注意すること。

4 事業の完了及び補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

補助事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類等を添えて提出すること。

※本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがある。

① 実績報告書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/kankyo-ene/050905ev.html>

② 提出部数

1部

③ 提出方法

持参又は郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること）。

※ 郵便料金は申請者の負担となる。

④ 提出方法

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-6-1

※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式について整備し、事業完了した日の属する県会計年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

※ 審査において、追加で資料を求めることがある。

(2) 提出書類

番号	提出書類		自己所有		リース※	
			個人	民間事業者	個人	民間事業者
1	実績報告書	様式第4号	○	○	○	○
2	事業実績書	添付様式第1号	○	○	○	○
2-1	車両・設備等の導入状況が確認できる写真 ※全体(2方向から撮影したもの(電気自動車等については、使用の本拠地において撮影したもの))、型番等がわかるもの)	その他添付書類	○	○	○	○
2-2	設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類	その他添付書類	○	○	○	○
2-3	(電気自動車等の場合) 自動車車検証の写し	その他添付書類	○	○	○	○
2-4	(充電設備等の場合) 対象設備の保証書等の写し	その他添付書類	○	○	○	○
2-5	(電気自動車等の場合) 使用の本拠の位置を明示した書類	その他添付書類	○	○	○	○
2-6	(充電設備等の場合) 設置場所を明示した書類	その他添付書類	○	○	○	○
2-7	支払を証明する書類 【通常】 申請者宛ての領収証の写し(領収証(控)は不可) 【通常(銀行振込の場合)】 銀行発行の振込証明書の写し(振込金受取書等) 【車両の所有権留保の場合】 申請者が契約者となっているローン、クレジット、保証、割賦等の契約書の写し(申込書は不可)	その他添付書類	○	○	○	○
2-8	(リース事業者の場合) リース契約に係る契約書の写し	その他添付書類			○	○

番号	提出書類		自己所有		リース※	
			個人	民間事業者	個人	民間事業者
	※リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。					
2-9	電気自動車等の想定年間電力消費量の算定根拠資料	その他添付書類	○	○	○	○
2-10	充電設備等に給電する電力の算定根拠資料	その他添付書類	○	○	○	○
3	収支計算書	添付様式第2号	○	○	○	○
3-1	設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳がわかる書類	その他添付書類	○	○	○	○
3-2	(リース事業者の場合) リース料金の算定根拠明細書	その他添付書類			○	○
4	その他県が必要と認める書類 ※状況に応じて適宜提出を依頼	その他添付書類	○	○	○	○

※ リースによる申請の場合、リース事業者において報告を行うこと。

(3) 補助金額の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

補助金の額の確定をした後、振込により補助金の支払を行う。

5 補助事業終了後

(1) 財産の管理及び処分

補助対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、台帳を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要がある。

また、処分制限期間内は、取得財産の処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限される。処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）のとおりとし、具体的には以下の表のとおり。

補助対象者が当該財産を処分する場合は、必ず山梨県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返納が必要な場合があるため注意すること。

なお、店舗や工場などの廃止又は改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告すること。

取得財産	処分制限期間
(ア) 電気自動車等	4年
(イ) 普通充放電設備	6年

(2) 文書の保存

本申請に係る書類については、収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

一方、取得財産等の財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間を経過しない間保管すること。

(3) 利用状況の報告

事業の完了日の翌月1日から各年度ごとの二酸化炭素削減効果等について、翌年度の4月末までに、年間実績報告書（様式第5号）により、報告しなければならない。報告した内容（二酸化炭素削減効果、電気料削減効果等）は、事業者名などを伏せた上で県HPに公表する場合がある。

※ 報告対象期間は、事業終了後5箇年とする。

(4) 事業実施状況の検査

本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合がある。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければならない。

(5) 交付決定の取消等

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示する。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになる。

6 お問い合わせ先

■ 申請手続き全般に関するお問い合わせ

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

受付時間 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

電話番号 055-223-1503

ファクス番号 055-223-1636

電子メールアドレス kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp